

罹患報告書 (保護者による報告)

氏名	(年組)
発症日	年 月 日
感染症名	
診断日	年 月 日
医療機関名	
症状軽快日	年 月 日
保護者名(自署)	

下記の感染症ごとに定められた出席停止解除の基準を満たしていることを確認の上、
医療機関で受診したことがわかる書類(領収書、診療明細書、処方箋等)の写しを添付して提出してください

感染症名	出席停止期間の基準	保護者 チェック
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで	
麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
風疹(三日はしか)	発しんが消失するまで	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	
その他の感染症	※下記参照	

※その他の感染症

必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置を取ることができる疾患。各地域、学校の発生・流行の状況等を考慮の上で判断されるため、出席停止となる場合とならない場合があります。

- ・感染性胃腸炎・サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症 ・マイコプラズマ感染症 ・インフルエンザ菌感染症
- ・肺炎球菌感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑(りんご病)・RSウイルス感染症・EBウイルス感染症・単純ヘルペス感染症
- ・帯状疱疹 ・手足口病・ヘルパンギーナ ・A型肝炎 ・B型肝炎・伝染性膿痂疹(とびひ)・伝染性軟属腫(水いぼ)・アタマジラミ症 ・疥癬 ・皮膚真菌症(①カンジダ感染症②白癬、特にトングラニス感染症)

主治医の指示がある期間は自宅で安静・療養し、本人の全身状態が良くなってから登校させてください。